

八、争議解決年月日 昭和九年九月九日
九、労働團體の應接

九州統一労働組合同盟（八幡市）
西部鐵山労働組合（飯塚市）

十、争議發生の原因

軍役間の軋轢に因り取締役兼支配人たる井上直枝を監査役に左遷すると共に九月六日同派と見られた選轉手二名を理由なく解雇した爲、既に本年七月末右同様の理由にて六名の選轉手を解雇したることあり、従業員間に不平ある折納軍ねて今回の解雇を見たので所謂井上派に屬する従業員等は之に同情し同日夜九州統一労働組合同盟に應接を求め、福間驛前花屋旅館に争議團本部を設け翌七日朝より同盟罷業をなしたのである。

十一、争議の經過

1、第一回要求書提出

七日朝九統本部よりの應接を得た争議團側に於ては次の要求書を作成して會社當局に提出回答を求めたのである。

要 求 書

- 1、選轉手側
- 一、選轉手職首絶對反對
- 二、最低賃金三割値上
- 三、労働時間十時間以内（日二十曜）
- 四、公休一箇月四回とせよ
- 五、事故及器具損害を會社負擔
- 六、解雇手當の制定
- 七、年二回賞與を支給せよ

財團 協調會福岡出張所